

第 10 号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年 4 月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第 3 号及び第 4 号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第 3 号及び第 4 号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>

(1), (2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。））によるものとし、所得税法第35条第2項に規定

(1), (2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が0を下回る場合は、0とする。）の合計額が80万円を超えない者

する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が80万円を超えない者

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であること。

(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度(療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者その他これに準ずる者であつて規則で定める者を含む。)であること。

(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度(療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税

に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ [略]

（助成の範囲）

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた

に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計金額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ [略]

（助成の範囲）

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた

者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約, 定款, 運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から, 一部負担金を控除した額を助成する。ただし, 法令の規定その他の制度によつて国, 地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは, この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき, 又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。), 療養費(食事療養及び生活療養を除く。), 訪問看護療養費若しくは特別療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養

者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約, 定款, 運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から, 一部負担金を控除した額を助成する。ただし, 法令の規定その他の制度によつて国, 地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは, この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき, 又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。), 療養費(食事療養及び生活療養を除く。)若しくは特別療養費(食事療養, 生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養

費（食事療養及び生活療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

2～5 [略]

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第3条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

2～5 [略]

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額 （18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にあ
る対象者の入院に係る医療費の場合

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国，地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは，この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき，又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。），療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。），訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。），家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は，次の

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき，又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。），療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）若しくは特別療養費（食事療養，生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。），療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は，次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第

各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者その他これに準ずる者であつて規則で定める者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条

28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合
次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者については、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第3条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から資格者が療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第10条の改正規定及び第2条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第2条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項の改正規定（同項各号の改正規定を除く。）及び同条第2項第2号の改正規定（「（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）」を削る部分及び「次に掲げる場合」の次に「（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）」を加える部分に限る。） 令和3年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定は、施行日（この条例による改正後の神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項各号列記以外の

部分及び第2項第2号（「（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては，次のア又はイに掲げる場合）」に係る部分に限る。）の規定にあつては，令和3年10月1日。以下同じ。）以後に行われた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し，施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定を施行するために必要となる準備行為は，施行日前においても，この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例によりすることができる。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の改正等に伴い，条例を改正する必要があるため。